

教育厚生委員会審査報告



本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果
第 3 号議案	平成28年度長崎市一般会計補正予算（第 7 号） 第 1 条 第 2 項中 歳出 第 3 款 民生費 第10款 教育費 第 2 条 継続費の補正 第10款 教育費 第 3 条 繰越明許費の補正 第 3 款 民生費 第 4 款 衛生費 第 1 項 第10款 教育費 第 4 条 債務負担行為の補正 第 2 款 総務費 第 1 項中 第11目 第10款 教育費	原 案 可 決
第 4 号議案	平成28年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原 案 可 決
第 7 号議案	平成28年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決
第 9 号議案	平成29年度長崎市一般会計予算 第 1 条 第 2 項中 歳出 第 2 款 総務費 第 1 項中 第 1 目のうち所管部分 第 6 目のうち所管部分 第11目 第24目のうち所管部分 第 3 款 民生費	原 案 可 決

第9号議案	第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第3目 第5目～第6目 第8目～第10目 第2項～第4項 第4款 衛生費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第7目 第8目のうち所管部分 第11目 第10款 教育費 第1項～第5項 第6項中 第1目～第2目 第5目～第9目 第7項中 第1目～第2目 第3目のうち所管部分 第8項 第2条 継続費 第10款 教育費 第3条 債務負担行為 第3款 民生費 第10款 教育費	原案可決
第11号議案	平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第16号議案	平成29年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	原案可決
第17号議案	平成29年度長崎市介護保険事業特別会計予算	原案可決
第19号議案	平成29年度長崎市診療所事業特別会計予算	原案可決
第20号議案	平成29年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
第21号議案	平成29年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	原案可決
第31号議案	長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第33号議案	長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第37号議案	長崎市公民館条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号議案	長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第40号議案	長崎市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決

第49号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎)	原 案 可 決
第57号議案	長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例及 び長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	原 案 可 決
請願第2号	国民健康保険税の引き下げを求める請願につ いて	不 採 択

(条例等)

第4号議案ほか15件について、教育厚生委員会での審査の経過並びに結果について、報告いたします。

初めに、第4号議案「平成28年度 長崎市 国民健康保険事業 特別会計 補正予算（第3号）」について。

今回の補正は、過年度事業費が確定したこと、及び、会計検査院による実地検査で、過年度に交付を受けた特別調整交付金の算定誤りが判明したことに伴い、国・県支出金を返還しようとするものです。

委員会では、

- ・算定誤りに伴う返還による 診療報酬への影響の有無、
- ・同様の誤りを防ぐためのチェック体制についてたすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第11号議案「平成29年度 長崎市 国民健康保険事業 特別会計予算」について。

委員会では、

- ・ 昨年改定した税率を引き下げることの可否、
- ・ 伊王島 国民健康保険 診療所と高島 国民健康保険 診療所における 医師及び看護師の配置状況 並びに 正規・非正規の内訳についてただすなど、内容検討の結果、一部委員から、
- ・ 一般会計からの繰り入れをふやし、市民の負担を軽減すべきであることを主な論拠とする反対意見が出されたので採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第 16 号議案「平成 29 年度 長崎市 母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 特別会計予算」について。

委員会では、

- ・ 貸付金の償還方法を口座振替としている者の割合と、時効適用の考え方、
- ・ 生活困窮や死亡などにより、償還が困難な者に対する督促や納付指導のあり方についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 17 号議案「平成 29 年度 長崎市 介護保険事業 特別会計予算」について。

委員会では、

- ・ 新しい総合事業への移行による サービスへの影響の有無、
- ・ 高額介護サービスに係る 上限額の一部見直し予定に伴う利用者負担の増

減、

- ・認知症 地域支援 推進員の役割と配置の詳細についてただすなど、内容検討の結果、一部委員から、

- ・市民の負担軽減のため、抜本的な制度の見直しを求める立場から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 20 号議案「平成 29 年度 長崎市 後期高齢者医療事業 特別会計 予算」について。

委員会では、

- ・制度の見直しに対する国への要望のあり方についてただすなど、内容検討の結果、一部委員から、

- ・制度の見直しにより多くの被保険者の負担がふえることに加え、年齢によって区別する保険制度であり認められないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 21 号議案「平成 29 年度 長崎市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算」について。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から、

- ・市民病院の独立行政法人化には反対であることを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと決

定しました。

次に、第 31 号議案「長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、市立の幼保連携型認定こども園を設置するのに伴い、当該幼保連携型認定こども園の学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に係る規定を整備しようとするものです。

委員会では、

- ・ 県の条例の規定を準用する教職員と、本市雇用の保育士との給与面の違い、
- ・ 今回の改正による待遇面や労働環境面など、処遇上のデメリットの有無、
- ・ 認定区分ごとの園児募集の流れと、その後の選定方法についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 37 号議案「長崎市 公民館条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、主に、長崎市野母地区公民館の移転に伴い、その位置を変更し、移転後の使用料の額を定めたいのと、長崎市土井首地区公民館、木鉢地区公民館及び晴海台地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設として、ふれあいセンターに移行するのに伴い、当該各公民館を廃止しようとするものです。

委員会では、

・野母地区公民館の移転について、施設規模や築年数を踏まえた検討状況と、使用料の見直しに係る地元との協議状況についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 39 号議案「長崎市 福祉医療費支給条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、子どもに係る福祉医療費の支給制度の拡充を図るため、入院に係る福祉医療費の支給対象年齢を拡大しようとするものです。

委員会では、

・全国的な状況を踏まえ、入院のみならず、通院についても対象年齢を拡大する考え、
・福祉医療費の財源措置について、県内他市町と連携した県への要望のあり方についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、第 49 号議案「公の施設の指定管理者の指定」について。

本件は、「長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎」の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものであります。

委員会では、

- ・ 管理運営体制における 施設長と主任の役割分担と業務の詳細、
- ・ 樹木等の維持管理に係る教育委員会との業務分担、
- ・ 指定管理料の内訳と、積算の妥当性についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

次に、請願第 2 号 国民健康保険税の引き下げを求める請願について。

委員会では、理事者に対し、

- ・ 平成 30 年度から国保運営が都道府県化されることに伴う制度の変更点と予想される問題点、
- ・ 一般会計からの繰り入れを見直すべきとしている国のガイドラインにより、今後、税率が上昇する可能性、
- ・ 課税限度額の見直しに係る国や県との協議・要望の状況についてただすなど、内容検討の結果、反対の立場から、
- ・ 都道府県化に向け、国も平成 28 年度から 304.3 億円の財政支援を行うことになっており、一般会計からの繰り入れによりバランスを取ってきた市の努力も一定評価したい。その上で、市民の福祉充実の観点から、国や県への要望も含め、被保険者の負担が軽減されるよう努力してほしいとの意見要望が出されました。

一方、一部委員から、

- ・ 国保の財政状況は、去年の税率改定によりさらに悪化しており、都道府県化に向け不安が募る中で、一般会計からの繰り入れをふやし、同時に国や県

に財政支援を求めていくべきであることから、本請願に賛同したいとの賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成少数で 本請願を不採択とすべきものと 決定しました。

最後に、

- ・ 第 7 号議案「平成 28 年度 長崎市 後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第 2 号）」、
- ・ 第 19 号議案「平成 29 年度 長崎市 診療所事業 特別会計予算」、
- ・ 第 33 号議案「長崎市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、
- ・ 第 40 号議案「長崎市 介護保険条例の一部を改正する条例」及び、
- ・ 第 57 号議案「長崎市 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 及び 長崎市 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の以上 5 件については、いずれも異議なく 原案を可決すべきものと 決定しました。

（補正予算第 7 号）

第 3 号議案「平成 28 年度 長崎市 一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、教育厚生委員会所管部分における 審査の経過並びに結果について、以下、特に質疑・意見が集中した点について 報告いたします。

まず、民生費において、国の「未来への投資を実現する経済対策」に基づく補正予算を活用し、防犯設備整備に対して助成するための、「障害者福

祉施設 整備事業費補助金」及び「高齢者福祉施設 整備事業費補助金」が計上されました。

委員会では、

- ・市内の施設における防犯カメラやスプリンクラー等の整備状況、
 - ・防犯カメラの性能面における基準の有無、
 - ・事業者の募集から補助金の申請に至るまでの流れについてただすなど、
- 内容を検討しました。

次に、**教育費**において、国の補正予算を活用し、伊良林小学校 校舎等の改築を前倒して実施するための「小学校整備事業費」が計上されました。

委員会では、

- ・学校敷地内のモニュメントや記念樹の保存活用方針、
 - ・新校舎における 和式トイレと洋式トイレの設置割合についてただすなど、
- 内容を検討しました。

次に、同じく**教育費**において、仁田佐古小学校の新校舎等建設に係る 繰越明許費が計上されました。

委員会では、

- ・小島養生所跡の遺構に関する各種団体からの要望状況、
- ・文化財審議会からの答申内容によっては建設スケジュールが変更となる可能性、

- ・養生所跡の遺構の資料展示について、場所も含めた今後の検討のあり方についてただすなど、内容を検討しました。

以上が、審査経過の概要ですが、その結果、一部委員から、

- ・仁田佐古小学校の校舎等建設については、養生所跡に関する要望が多方面からあっており、文化財審議会からの答申が出ていない状況下で建設を進めることは拙速であることを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・障害者福祉施設 及び 高齢者福祉施設の防犯対策については、有利な財源措置を最大限活用して早急に進めてほしい、

- ・民間保育所や長崎原爆病院の整備については、予定どおりの完成となるよう努めてほしい、

- ・仁田佐古小学校の建設については、地元住民との長年にわたる協議の上で決定しているため、事業の早急な進捗を図ってほしい、あわせて、養生所跡の遺構については、保存や展示のあり方を慎重に検討してほしい、

- ・伊良林小学校の改築については、今後長い間、児童に不便を強いることを念頭に、事業におくれが生じないように努めてほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

(平成 29 年度当初予算)

第 9 号議案「平成 29 年度 長崎市一般会計予算」のうち、教育厚生委員会所管部分における 審査の経過並びに結果について、以下、特に質疑・意見が集中した点について 報告致します。

まず、予算編成に当たっての重点化方針については、

重点プロジェクトである「長く元気で！プロジェクト」について、

- ・高齢者ふれあいサロンにおける、地域性に応じた柔軟な対応のあり方と、開設に当たっての本市のかかわり、

また、各部局の重点的取り組みについて、

- ・平和都市として、国連の機関を誘致する考え、
- ・支所や行政センターに核兵器禁止条約の早期実現を目指す署名コーナーを設ける考え、
- ・認定こども園への移行を支援する一方で、定員割れする幼稚園があることへの見解、
- ・輪番病院における医師不足解消に向けた取り組みについて、ただしました。

次に、各款の審査については、

まず、総務費において、長崎県外の人に原爆の悲惨さや平和の尊さを伝えるための「県外原爆展開催費」が計上されました。

委員会では、

- ・夏を中心とした開催時期の考え方と、都市ごとに開催期間が異なる理由、
- ・未開催県に対する打診の状況と、来場者数の目標設定、
- ・広島市との共催により開催する考えについてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、総務費においては、

- ・海外原爆展への国庫補助獲得に向けた取り組み、
- ・核兵器禁止条約交渉会議に市長を派遣する考え、
- ・長崎市平和会館の今後の活用方針、
- ・米国国立公文書館の資料検証のあり方についてただすなど、内容を検討しました。

次に、民生費においては、

高齢・障害・子育て・生活困窮など 多分野・多機関にわたる相談にワンストップで対応するための相談窓口を設置し、複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供するための「多機関型 包括的支援体制 構築モデル事業費」が計上されました。

委員会では、

- ・相談者の地区別内訳と、市内全域のフォロー体制、
- ・多機関型 地域包括支援センターを、琴海地区と大浦地区の南北2カ所と

することの妥当性、

- ・財源となる国庫補助金の継続の見通しについてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、民生費においては、

- ・生活困窮者自立支援事業の周知のあり方、
 - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る議会の関与の有無、
 - ・障害者の店「はあと屋」の売り上げを向上させるための仕掛けづくり、
 - ・旧老人福祉センターもみじ荘跡地の活用方針、
 - ・高齢者施設 開設準備費 補助金に係る対象施設の入居者の選定方法、
 - ・ハローイングリッシュ推進費の対象施設数の妥当性と、事業の検証方法、
 - ・放課後児童クラブにおける、夏休み期間中などの一時的な利用に係る対応状況、
 - ・（仮称）三和保育園の施設配置における駐車場から玄関までの動線の考え方、
 - ・保育料の滞納状況とその原因 並びに 保護者への指導状況、
 - ・保育所の民間移譲に伴う雇用関係への影響、
 - ・原子爆弾 放射線影響 研究会の中間報告の予定時期についてただすなど、
- 内容を検討しました。

次に、衛生費においては、

- ・長崎市立病院機構の赤字解消に向けた取り組みと、医師の勤務実態を考慮した対応のあり方、
- ・民間病院への医療機器補助について、今後の事業継続の見通しと、補助上

限額の考え方、

- ・ インフルエンザ予防接種と医療費増減との関連、
- ・ がん予防対策費の一般財源に対する交付税措置の有無と、がん検診の実施による早期発見・成功例を活用したPRの方策、
- ・ まちねこ不妊化推進費に係る 市民の意識醸成の取り組みと、受け付けから不妊化実施までの流れについてただすなど、内容を検討しました。

次に、教育費において、

福井県立恐竜博物館と共同して化石の発掘調査などを行う「恐竜化石等研究調査費」及び 恐竜博物館のあるべき姿や機能、施設の構成などをまとめた基本構想を策定するための「恐竜博物館 基本構想策定費」が計上されました。

委員会では、

- ・ 研究機関として必須となる学芸員の配置の考え方、
- ・ 発掘調査場所の価値と、今後の整備検討を進めるため、これを公有化する考え、
- ・ 調査研究や博物館建設に対する県の費用負担の有無についてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、教育費においては、

- ・ 公共施設の床面積の3分の1を占める学校施設について、公共施設マネジメントの視点から、その規模だけでなく、建築経過年数も考慮した適正配置の考え方、

・建設資金の償還が終了する三和地区教職員住宅の維持管理と今後の活用方針、

・スクールカウンセラーの配置状況と、増員に向けた県との協議状況、

・発達障害や不登校に対応するため、情報の伝達・共有に係る幼保・学校・教育委員会の連携のあり方、

・通学費補助に係る距離の条件を、小学校4キロ・中学校6キロとするものの妥当性、

・有能な人材を確保するため、教職員の人事権を中核市に移譲するための国や県への働きかけ、

・学校プールの整備基準と、複数の学校で共用する場合の考え方、

・市立図書館の入館者数が減少している要因、

・学校給食センターの整備検討に際し、地産地消の考え方と、想定される稼働開始時期 並びに 異物混入や食中毒が発生した場合の対応と、既存の食材納入業者への対応についてたすなど、内容を検討しました。

以上が、審査経過の概要ですが、その結果、一部委員から、

・国民健康保険事業費については、国保特別会計への繰り出しをふやし、国保税率の引き下げを求める立場から認められないこと、

・保育所の運営は、民間移譲ではなく公的責任においてなされるべきであること、

・仁田佐古小学校の建設については、小島養生所跡をめぐる問題で情勢が変化している中、現在の計画を進めることは拙速であること、

・学校給食センターの整備検討については、雇用の減少や配送の問題のほか、衛生管理の面でのリスクが高まることを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・野母崎診療所建物の社会福祉法人への貸付施設については、利用者の利便性を考慮し、空調設備を早急に改修するとともに、塩害の面からも施設全体の適切な維持管理に努めてほしい、
- ・県外原爆展開催費については、未開催県に対する働きかけを強化するとともに、県外の被爆者団体等にも周知し、一人でも多くの人に来場してもらえるよう、企画や展示を工夫してほしい、
- ・多機関型 包括的支援体制 構築モデル事業費については、市内全域からの相談件数がふえるよう研究してほしい、
- ・授産製品販売促進費については、各種イベントを活用し、事業の周知と売上の拡大を図ってほしい、
- ・高齢者ふれあいサロンについては、市内全域での開設を目指して取り組んでほしい、
- ・子ども医療対策費については、少子化対策に寄与できるよう、通院までの対象拡大を検討してほしい、
- ・放課後児童クラブに対する指導監査を徹底してほしい、
- ・民間病院への医療機器補助については、今後の状況を踏まえて弾力的に運用してほしい、
- ・保育料の収納率向上に向け、より一層の努力をしてほしい、
- ・幼児B型肝炎 予防接種費については、再勧奨も含めた周知・広報に努めてほしい、
- ・まちなこ不妊化推進費については、より効果的な事業手法を検討してほしい、

- ・小中学校の適正配置については、通学区域審議会からの答申を尊重するとともに、地域や保護者と十分に協議して進めてほしい、また、施設の複合化や多目的化なども視野に、庁内横断的な連携のもとで進めてほしい、
- ・スクールカウンセラーの全校配置に向け、県と十分に協議してほしい、また、暴力事案に対しては、警察との連携を密にして対処してほしい、
- ・中学校英語寺子屋事業を全校で実施し、英語力の底上げを図ってほしい、
- ・通学費補助に係る距離の条件を引き続き検討してほしい、
- ・恐竜博物館の建設に向け、学芸員の配置を早急に決定してほしい、また、学術研究のみならず、地域の活性化につながるよう取り組んでほしい、
- ・学校給食センターの整備検討については、配送時間の詳細な調査分析を行ってほしいとの要望を付した**賛成意見**が出されましたので、採決の結果、**賛成多数**で 原案を可決すべきものと 決定しました。

以上が、教育厚生委員会における 審査報告です。